

国民年金法（昭和二十四年法律第四百一十一号） 抄

（第五条関係（平成十九年四月一日施行））

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（受給権者の申出による支給停止）</p> <p>第二十条の二 年金給付（この法律の他の規定又は他の法令の規定によりその全額につき支給を停止されている年金給付を除く。）は、その受給権者の申出により、その全額の支給を停止する。ただし、この法律の他の規定又は他の法令の規定によりその額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の額の支給を停止する。</p> <p>2 前項ただし書のその額の一部につき支給を停止されている年金給付について、この法律の他の規定又は他の法令の規定による支給停止が解除されたときは、前項本文の年金給付の全額の支給を停止する。</p> <p>3 第一項の申出は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。</p> <p>4 第一項又は第二項の規定により支給を停止されている年金給付は、政令で定める法令の規定の適用については、その支給を停止されていないものとみなす。</p> <p>5 第一項の規定による支給停止の方法その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（支給停止）</p> <p>第四十一条（略）</p> <p>2 子に対する遺族基礎年金は、妻が遺族基礎年金の受給権を有すると</p>	<p>（支給停止）</p> <p>第四十一条（略）</p> <p>2 子に対する遺族基礎年金は、妻が遺族基礎年金の受給権を有すると</p>

き（妻に対する遺族基礎年金が第二十条の二第一項若しくは第二項又は次条第一項の規定によりその支給を停止されているときを除く。）
、又は生計を同じくするその子の父若しくは母があるときは、その間、その支給を停止する。

き（妻に対する遺族基礎年金が次条第一項の規定によりその支給を停止されているときを除く。）
、又は生計を同じくするその子の父若しくは母があるときは、その間、その支給を停止する。